消防通信指令統合システム

1　消防通信指令総合システム

消防通信指令総合システムは火災、救急などの災害発生時にコンピュータを駆使し、災害に応じた最適な消防車や救急車を瞬時に編成するとともに、消防隊への消火栓等水利の的確な割当て、消防署等への出場指令等すべてをコンピュータ処理により行います。

通信指令室内の様子

平成16年４月１日より運用を開始した新システムでは、加入電話から119番通報があった場合に通報者の所在地が瞬時に検索できる発信地表示システムや、聴覚・言語に障害のある方などからの通報手段としてＦＡＸ119番とｅメール119番受信システムを導入しました。

平成20年９月１日には、携帯電話・ＩＰ電話からの119番通報において、通報者の発信位置に関する情報も瞬時に検索できる位置情報通知システムを導入しました。

平成22年３月１日には、災害現場において現場指揮本部を中心として活動隊員へ指揮命令の迅速な伝達及び情報の共有化を図るため、署活動用無線機を整備し、同年12月１日からは、発信地表示システムと位置情報通知システムを１つのシステムに集約した、統合型位置情報通知システムを運用しています。

また、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、150MHz帯アナログ方式の消防救急無線は平成28年５月31日までに260MHz帯でのデジタル方式に移行（デジタル化）することとされており、当消防局も上記内容を踏まえ整備を進めています。

消防救急無線のデジタル化により、無線チャンネル数が増加し、大規模災害時や救急出場件数の増大などに対し、災害ごとに無線チャンネルを使い分けるなど通信体制が向上し、通信の秘匿性が向上することにより個人情報等の保護も図られます。

消防署等への出場指令は、コンピュータ音声及び指令書で行われ、これらの処理に必要な町名、丁目、目標物、対象物、水利、主要病院などの情報は、すべてコンピュータで管理し、地図情報についてもコンピュータによって制御され、指令室と消防署間を専用の通信回線で結ぶことにより、スムーズな情報伝達を行います。

また、無線設備は、火災等の災害時並びに通常時における消防情報の収集、伝達並びにその共有化を図り、部隊活動を安全かつ効果的に行えるよう整備され、指令室を中心とした無線ネットワークにより、あらゆる災害に対応する体制を築いています。（図Ⅵ－１）

図Ⅵ－１　無線ネットワーク図

(1)　指令管制業務

当消防局における平成25年中の119番通報の受信件数は89,819件で、これは月平均約7,485件で１日平均約246件、１時間あたり約10件です。（表Ⅵ－１）

すべての119番受信件数のうち、携帯電話等からは32,071件で、35.7%を占めています。携帯電話からの119番通報は、携帯電話の普及拡大により、毎年増加傾向にあります。（表Ⅵ－２）

緊急通報システム（ひとり暮らしの高齢者等に緊急事態が発生した場合などに消防局等に通報するシステム）は、平成９年６月１日から消防局が第１通報先（一般加入回線使用）となる新システムが導入され、平成16年４月１日からは緊急通報回線（119番通報）使用による緊急通報も可能となりました。平成25年中の受信件数は3,434件で、このうち出場した件数は755件です。（表Ⅵ－３）

表Ⅵ－１　年別119番受信件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
受　信　件　数	93,532	90,893	89,585	89,373	89,819

表Ⅵ－２　年別携帯電話等からの119番受信件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
受　信　件　数	29,046	28,072	27,724	28,875	32,071
全件数に対する比率	31.1%	30.9%	30.9%	32.3%	35.7%

表Ⅵ－３　年別緊急通報システム受信件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
受信件数	3,446	4,024	3,652	3,569	3,434
全件数に対する比率	3.7%	4.4%	4.1%	4.0%	3.8%

ア　火災等出場指令

平成25年中の火災等出場指令件数は2,968件で、そのうち火災出場指令は884件、救助出場指令は941件、交通事故によるガソリン漏えい等の警戒出場指令1,122件で、その他の出場指令は21件です。（表Ⅵ－４）

表Ⅵ－４　年別火災等出場指令件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
合　計	2,752	3,010	2,954	2,997	2,968
火　災	959	933	867	895	884
救　助	682	901	883	886	941
警　戒	1,104	1,157	1,183	1,156	1122
その他	7	19	21	60	21

イ　救急出場指令

平成25年中の救急出場指令件数は51,065件です。これは1日平均約140件の出場指令です。（表Ⅵ－５）

また、住民からの医療機関情報の問合せ件数は10,053件で、1日平均約28件です。

表Ⅵ－５　年別救急出場指令件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
指令件数	45,157	47,346	49,185	50,224	51,065

ウ　その他業務連絡

関係機関、消防署等に大阪管区気象台等からの気象情報・地震情報及び光化学スモッグ情報等の情報提供を行いました。

市民に対してのテレフォンサービス（オートガイド）による災害情報等の提供数は、5,798件です。

(2)　支援系業務

事務能率の向上と高度情報化社会に対応すべく、職員情報、警防系業務、予防系業務などの支援系業務システムを構築し、コンピュータ処理を行っています。

2　画像伝送システム

大規模災害の発生時に、迅速かつ的確な防災活動を展開するためには、情報の収集、伝達を行うことが不可欠です。なかでも映像による被害状況の早期把握は、災害に対する初動体制、広域消防応援体制を整えるうえで重要となることから、平成９年度に画像伝送システムを導入し、平成10年４月15日から運用を開始しました。画像伝送システムは、大別して高所カメラ装置、衛星地球局設備、広域応援画像受信装置で構成されています。

また、堺市役所高層館に設置された高所カメラに加え、管轄区域南東部の映像情報充実強化を目的とし、北野田駅前の高層ビルに高所カメラを増設し、平成19年３月12日に運用を開始しました。

画像伝送システムを構成する「衛星地球局設備」は、高所カメラからの映像及び広域応援画像受信装置で受信したヘリコプターからの映像を、赤道上空36,000kmに位置する静止衛星「スーパーバードＢ２」を中継して、総務省消防庁や他の消防機関に伝送することができます。（図Ⅵ－２）

図Ⅵ－２　画像伝送システムイメージ図

火災予防と広報

1　火災予防と広報

生活上、欠くことのできない「火」に対する知識不足、不注意、怠慢等から悲惨な事故を招き、毎年尊い人命と貴重な財産が失われています。

平成25年中に発生した一般住宅火災（共同住宅等含む）は100件で全火災件数（318件）の31.4％を占めています。また、火災原因にあっては、「放火（疑い含む）」や「こんろ（天ぷら油の過熱発火含む）」、「たばこ」による火災が出火原因の上位となっています。

これらの火災を軽減、撲滅するためには、市民一人ひとりの防火意識を高めることが肝要であり、当消防局では、防火ポスターや防火標語等の掲示をはじめ、「１１９だより」の全戸配布や、各種イベント等での広報など、市民の火災予防思想の高揚を図るために、各種イベント等において広報活動を行いました。（表Ⅶ－１）

また、ホームページやFacebook「堺市消防局　タッシー」を活用し、消防の業務、災害情報、防災知識等に加え、動画による火災予防の啓発等を実施しました。

表Ⅶ－１　主な火災予防行事

期間等	行　　事　　名　　等
１月７日	消防出初式
１月26日	文化財防火デー
３月１日～７日	春の火災予防運動関係 ・街頭防火キャンペーン ・震災活動写真展 ・消防フェア ・住宅用火災警報器設置促進キャンペーン ・その他
４月下旬	新入社員防火教室
９月中旬	自衛消防隊訓練大会

期間等	行　事　名　等
11月９日～15日	秋の火災予防運動関係 ・小学生防火絵画及び高齢者防火作品展示 ・消防とのふれあい ・ふれあいまつり ・合同消防訓練 ・その他
12月24日～31日	歳末火災予防運動関係 ・百貨店等の特命査察 ・夜間パトロール ・その他
１月～12月	音楽鑑賞と防災指導（18小学校）
通　　年	高齢者等防火訪問

２　防火管理

多数の人を収容する一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者には、防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、その者に防火管理上必要な業務を行わせることが義務付けられており、当消防局では、消防法施行令第３条の規定に基づく防火管理に関する講習を一般社団法人日本防火・防災協会に依頼し、実施しています。当協会による平成25年中の実施状況は、甲種防火管理新規講習及び乙種防火管理講習をそれぞれ５回、甲種防火管理再講習を２回、防災管理新規講習を２回、防火防災管理新規講習を２回で、資格取得者数は、甲種防火管理新規講習が661人、乙種防火管理講習が75人、甲種防火管理再講習63人、防災管理新規講習が70人、防火防災管理新規講習が216人でした。

なお、防火管理者は、甲種防火対象物4,094事業所、乙種防火対象物569事業所で選任され、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成など、防火管理上の必要な業務を行っています。

また、当消防局において新しく事業所に就職した人達を対象に31回目となる「新入社員防火教室」を開催したところ、77事業所から延べ382人の参加がありました。

水消火器を用いた消火器の操作訓練
（新入社員防火教室）

このほか、住宅火災による死者を減らすため、消防法に基づき住宅用火災警報器等の設置が義務付けられているところですが、住宅火災は依然として減少しておらず、死者のうち高齢者、障害者等の災害時要援護者が占める割合が高いことから、これら災害時要援護者を火災等の災害から保護することがますます重要な課題となっています。

このような状況から当消防局では、高齢者のみの世帯に対して防火訪問を実施しており、火災発生の原因となりやすいガスこんろ、ストーブ等の点検をはじめ、たばこ等火気の取り扱いを指導、火災予防の啓発を行っています。

さらに、春、秋、歳末の火災予防運動実施期間以外においても、消防訓練、防火講演会等あらゆる機会を通じ、各事業所、地域住民等に対し、火災予防の啓発に努めています。

また、国内外を問わず、地震等による大規模な自然災害が発生していることから、学校、事業所、自治会、自主防災組織等において実施される各種防災イベントや消防訓練等において地震体験車を運用（出場回数53回、体験者概数12,349人）し、地震災害の恐ろしさを体験してもらうとともに、地震発生時の出火防止について指導を実施しました。

3 消防相談

市民生活に密着した消防行政を推し進め、市民と消防の相互理解と、地域住民との協力体制を確保することを目的に消防相談を実施しています。

平成25年中の相談等の処理件数は257件で、警防関係（無届の火炎上昇等）事案が最も多く寄せられました。（表Ⅶ－２）

これらについては努めて短期間のうちに処理し、市民の期待に応えていますが、要望等については、他の行政機関に属するものもあり、早期に解決できないものもありました。

これからも、市民と消防のコミュニケーションをさらに深め、消防へのご相談につきましては、積極的に解決していきます。

表Ⅶ－２ 消防相談等処理状況

区 分	消防関係					消防関係以 外	合 計
	警防	危険物	予防	建築	その他		
平 成 25年中	92	4	38	1	44	78	257

1　女性防火クラブ

堺市美原女性防火クラブは平成17年２月１日、本市と南河内郡美原町の合併により、旧美原婦人防火クラブ（昭和61年５月26日発足）が堺市美原女性防火クラブとなりました。

堺市美原女性防火クラブによる
炊き出し訓練の様子

同女性防火クラブは、一般家庭からの火災を防止するための知識と適切な方法を知り、火災時の避難通報要領等を習熟するとともに、火災予防思想の高揚を図ることを目的として設立され、会員数は34人で、大阪府婦人防火クラブ連絡協議会会員及び財団法人日本防火協会会員として、明るく安全な地域と家庭を築くための諸活動に参加しています。

2　幼年消防クラブ

幼年期から正しい火の取扱いを教育し、火遊びを防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、さらには、幼児を介して家庭や地域での防火思想の普及により火災の減少を図り、将来の社会人として必要な防災知識を養うことを目的として幼年消防クラブを結成しています。

管内の私立幼稚園や保育園７園から643人の幼年消防クラブ員が在籍しています。

幼年消防クラブによる地域活動

消防音楽隊

堺市消防音楽隊は、昭和53年の発足以来、「心に響け防火の誓い」を合言葉に、災害に強い安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、市民の皆様とのふれあいを大切にした演奏活動に努め、火災予防思想の普及と啓発活動を行っています。

通常の消防業務と兼務の体制で、火災予防運動中の各種イベントや管内の小学生を対象とした「音楽鑑賞と防災指導」などに出演し、市域では唯一の公共の音楽隊として広く市民に親しまれています。

なお、平成25年中の出演回数は39回となっております。

消防出初式での音楽隊の演奏

査察概況

査察は、消防法第４条及び第16条の５並びに石油コンビナート等災害防止法第40条の規定により、防火対象物や危険物施設等に立ち入り、その位置、構造、設備及び管理の状況並びに危険物の貯蔵・取扱い状況について検査、質問等を行い、不備欠陥事項の是正指導を行うとともに、防火・防災管理体制及び危険物施設における保安管理体制の強化充実を図り、災害を未然に防止することを目的としています。

防火対象物については、他市での火災事例を教訓とし、小規模社会福祉施設や特定一階段等防火対象物を中心に消防法違反対象物の是正推進を積極的に図るとともに、消防法等の改正に係る事項を適正に運用するため、関係事業所に対して指導を行いました。

危険物施設については、管内で発生した事故の徹底した原因究明及び関係事業所への水平展開を行い、安全確保につとめるとともに、消防法違反施設に対して、適正な行政措置を行い、事故の未然防止につとめました。また、石油コンビナート等災害防止法改正に係る事項を適正に運用するため、関係事業所に対して指導を行いました。

1　防火対象物関係

(1)　査察対象事業所数

査察対象事業所数は、20,389事業所であり、事業所の区分に応じて定めている査察実施回数を基本とし、査察を行っています。（表Ⅶ－３）

表Ⅶ－３　査察対象事業所数（防火対象物）

		査察実施回数	査察対象事業所の区分	事業所数
特別査察対象物	イ	１年に１回以上	特定防火対象物で延べ面積3,000㎡以上のものが在する事業所	296
	ロ	１年に１回以上	第１種事業所	17
	ハ	１年に１回以上	第２種事業所	14
第１種査察対象物	イ	２年に１回以上	特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上3,000㎡未満のものが在する事業所	675
	ロ	３年に１回以上	非特定防火対象物で延べ面積2,000㎡以上のものが在する事業所及び令別表第１(17)項並びに(18)項	1,810
第２種査察対象物	イ	２年に１回以上	特定防火対象物で延べ面積300㎡以上1,000㎡未満のものが在する事業所	1,780
	ロ	３年に１回以上	非特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上2,000㎡未満のものが在する事業所	1,610
第３種査察対象物	イ	署の状況に応じ実施する	特定防火対象物で延べ面積300㎡未満のうち消防用設備等（誘導標識を除く）の設置を必要とするもの	2,011
	ロ	署の状況に応じ実施する	非特定防火対象物で延べ面積1,000㎡未満のうち消防用設備等（誘導標識を除く）の設置を必要とするもの	10,293
第４種査察対象物		署の状況に応じ実施する	上記以外の防火対象物及び局長又は署長が指定するもの	1,883
合計				20,389

備考　同一敷地内に２以上の棟が存在する場合は、上位となる査察対象物により区分

Ⅶ 予防編

(2) 査察実施数

査察実施数は5,853件であり、うち、予防査察（局査察含む）が4,716件、警防査察が1,137件でした（表Ⅶ－４）

なお、文化財防火デー等の予防運動や消防法令等違反対象物に対して471件の特命査察を行いました。（表Ⅶ－５）

(3) 査察結果

査察を実施した結果、不備事項があった1,930事業所に対し、査察結果通知書により指摘し、事業所から改善報告書（計画を含む）の提出を求めています。（表Ⅶ－４）

表Ⅶ－４　査察実施事業所数及び査察結果（防火対象物）

査察状況＼年別	平成25年
査察実施事業所数	5,853
指摘事業所数	1,930
査察実施事業所の指摘率	33.0%
指摘件数	5,378

表Ⅶ－５　特命査察実施件数（防火対象物）

署別	合計	局	堺	中	東	西	南	北	美原	高石
件数	471	142	64	34	37	62	38	49	22	23

(4) 防火対象物の点検表示制度

ア　防火対象物適点検報告制度

この制度は、不特定多数の人を収容する一定の用途、構造の防火対象物の管理権原者が、有資格者に火災予防上必要な事項について定期的に点検を行わせ、その結果を消防署へ報告することを義務付けた制度です。

その結果が点検基準に適合していれば、事業所は防火基準点検済証（図Ⅶ－1）を掲げることができます。

図Ⅶ－１　防火基準点検済証

イ　防火対象物点検報告特例認定制度

この制度は、上記アの対象となる防火対象物のうち、一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、その旨の表示を付すことができるとともに、一定期間、上記アの点検及び報告義務が免除される制度です。

消防機関から認定を受けた場合、防火優良認定証（図Ⅶ－2）を掲げることができます。

図Ⅶ－２　防火優良認定証

ウ　自主点検報告制度

この制度は、上記アの対象外の一定規模以上の旅館ホテル等のうち、消防法令を遵守している旨の表示を希望する事業所に対する制度です。

防火対象物点検資格者又は防火管理者が火災予防上必要な事項について定期的に点検を行い、その結果を消防署へ報告し、点検基準に適合していれば、防火自主点検済証（図Ⅶ－3）を掲げることができます。

図Ⅶ－３　防火自主点検済証

エ　防災管理点検報告制度

この制度は、政令で定める用途のうち大規模・高層等一定規模以上の防火対象物の管理権原者が、有資格者に地震や毒性物質の発散等、火災以外の特殊な災害による被害を軽減するために必要な事項について定期的に点検を行わせ、その結果を消防署へ報告することを義務付けた制度です。

その結果が点検基準に適合していれば、事業所は防災基準点検済証（図Ⅶ－４）を掲げることができ、また、上記アと併せて対象となり、双方とも基準に適合している事業所は、防火・防災基準点検済証（図Ⅶ－５）を掲げることができます。

図Ⅶ－４防災基準点検済証

図Ⅶ－５防火・防災基準点検済証

オ　防災管理点検報告特例認定制度

この制度は、上記エの対象となる防火対象物のうち、一定期間継続して消防法令を遵守していると消防機関が認めた場合、その旨の表示を付すことができるとともに、一定期間上記エの点検及び報告義務が免除される制度です。

消防機関から認定を受けた場合、防災優良認定証（図Ⅶ－６）を掲げることができ、また、上記イと併せて認定を受けている事業所は、防火・防災優良認定証（図Ⅶ－７）を掲げることができます。

図Ⅶ－６防災優良認定証

図Ⅶ－７防火・防災優良認定証

Ⅶ 予防編

２　危険物施設関係

(1) 査察実施状況

臨海コンビナートの特定事業所が保有している危険物施設 1,381施設及び特定事業所以外の臨海コンビナートの化学工場やガソリンスタンドをはじめとする内陸部の危険物施設 1,744施設に対しては、年１回以上の定期査察を行い、危険物施設及び石油コンビナート等災害防止法に基づく防災資機材等の適切な維持管理と保安管理について指導するとともに、管内外の事故の教訓に基づき、安全対策指導を行いました。また、消防法違反の施設に対しては、継続して査察を行うなど是正指導に努めました。

(2) 査察結果

「法基準の遵守」を主体とし、危険物の貯蔵・取扱いの基準及び位置・構造・設備の維持管理状況等に関して、人的、物的の両面から査察を行いました。また、危険物安全月間中、火災予防運動中等の予防啓発活動期間や地震、特殊災害の発生又は社会情勢の変動等により必要性が生じた場合には特命査察を行いました。（表Ⅶ－６）

表Ⅶ－６　査察結果（危険物）

査察状況／査察区分	査察実施施設数／査察必要施設数	指摘施設数	主な指摘の状況（指摘件数）									
			無許可貯蔵・取扱	貯蔵・取扱基準	位置・構造・設備の基準維持	設置・変更許可	品名・数量・倍数の変更	譲渡・引渡届	保安監督者	予防規程	定期点検等	その他（指導事項を含む）	合計
自衛消防組織又は自衛防災組織の設置を必要とする事業所内危険物製造所等（特別査察対象物(ロ)、(ハ)）	4,087／1,381	1			2								2
自衛消防組織又は自衛防災組織の設置を必要としない危険物製造所等(上記以外)	1,375／1,744	6			4				1		1	1	7

(3) 危険物等積載車両等の一斉取締り

危険物等積載車両は、市街地を走行するため、事故が発生すると付近住民や社会に大きな影響を与えることが懸念されることから、関係行政機関と合同で、街頭及び製油所等のタンクローリー充填所において取締りを行い、不備車両については安全指導を徹底しました。

また、堺港と泉北港においては、危険物取扱船舶及び危険物荷役桟橋に対して、関係行政機関と合同で取締りを行いました。(表Ⅶ－７)

表Ⅶ－７　危険物等積載車両等の取締り結果

	実施回数	対象施設	検査台数(船舶、施設数含む)	不良台数(船舶、施設数含む)	不良箇所数
合　計	7		71	9	13
陸　上	6	タンクローリー	64	8	12
		トラック	3	1	1
海　上	1	船　舶	2	0	0
		桟　橋	2	0	0

(4) 予防規程の認可状況

予防規程は、危険物施設における災害予防及び災害発生時における緊急措置等を定めた自主保安規定であり、予防規程を定めたとき又は変更するときは認可を受けることが義務付けられています。(表Ⅶ－８)

表Ⅶ－８　予防規程の規制対象施設数

施設区分＼署別	合計	堺	中	東	西	南	北	美原	高石
合　計	978	56	21	5	445	22	18	20	391
製　造　所	66	1			30			1	34
屋内貯蔵所	40	5			10		1	5	19
屋外タンク貯蔵所	532	2			292				238
屋外貯蔵所	3								3
移送取扱所	26				12				14
一般取扱所	183	20	4		80	2		4	73
給油取扱所	128	28	17	5	21	20	17	10	10

3　違反処理及び事故発生に伴う処理状況

火災、爆発、危険物の流出等の事故発生及び法令違反に際しては、火災の予防並びに災害の発生及び拡大の防止を図るため、命令6件、警告14件及び事故に伴う処理45件の安全指導を行いました。

消防同意概況

1　消防同意

建築物の新築、増築等について、特定行政庁、建築主事又は指定確認検査機関が許可、認可若しくは確認を行う際には、消防法第７条の規定に基づき消防長又は消防署長の同意（消防同意）を必要とします。

これは、建築行政に対して、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築行政に対して、建築物の計画の段階で消防法令及び関係法令の防火に関する規定に適合しているかどうかを審査することにより、火災予防の徹底を図ろうとするものです。

なお、平成25年中における消防同意処理件数は2,588件です。（表Ⅶ－９）

表Ⅶ－９　消防同意処理状況

月別	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
件数	160	175	208	224	221	200	246	226	207	228	271	222

2　消防用設備等

消防用設備等は、火災を初期の段階で消し止め、速やかに火災の発生を報知し、避難を行わせ、又は消防隊の活動に利便を提供するための設備で、火災による被害の軽減を図るため必要不可欠なものです。

平成25年中における消防用設備等の着工・設計届出数は1,575件で、設置届出数は2,442件です。（表Ⅶ－10）

また、平成25年中における竣工検査実施棟数は1,575棟です。（表Ⅶ－11）

表Ⅶ－10　着工届・設計届・設置届出状況

届出種別＼設備種別	合計	消火設備						警報設備						避難設備		消防用水	消火活動上必要な施設				
		消火器具	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	水噴霧消火設備等	屋外消火栓設備	動力消防ポンプ設備	自動火災報知設備	ガス漏れ火災警報設備	漏電火災警報器	火災通報装置等	非常ベル・自動式サイレン	放送設備	避難器具	誘導灯		排煙設備	連結散水設備	連結送水管	非常コンセント設備	無線通信補助設備
着工届・設計届	1,575		53	67	27	13	0	459	2	5	49	68	85	119	581	5	2	0	32	5	3
設　置　届	2,442	560	77	85	40	16	1	661	2	5	42	83	89	119	600	4	5	0	40	12	1

表Ⅶ－11　竣工検査状況

署別	合計	局	堺	中	東	西	南	北	美原	高石
棟数	1,575	52	366	214	84	324	122	212	99	102

危険物行政概況

科学技術の進歩に伴う新たな危険物の出現や産業経済の進展に伴う危険物施設の複雑、多様化など危険物行政を取り巻く環境は大きく変貌しています。

また、危険物施設の設備の老朽化、取扱いの不注意などによる危険物の事故が増加傾向を示しているなか、大気、水、土壌系の環境問題への関心が世界規模で広がりを見せており、危険物を貯蔵又は取扱う者の責務は益々重くなっています。

さらに、南海トラフ巨大地震などの切迫性も指摘されており、危険物施設における地震対策の検証及び見直しは緊急課題となっています。このような状況のなか、事業所の自主保安体制の確立や危険物施設における地震対策の推進等に関し、適切な指導及び迅速な対応を図っています。

1　危険物の規制

(1) 危険物施設

平成25年12月31日現在における危険物施設の総数は3,023施設で前回に比べて19施設減少しました。(表Ⅶ－12)

表Ⅶ－12　管轄消防署別危険物製造所等施設数

危険物施設区分	堺	中	東	西	南	北	美原	高石	合計
製造所	3	0	0	35	0	0	8	40	86
屋内貯蔵所	102	34	4	136	10	11	67	73	437
屋外タンク貯蔵所	42	1	1	434	1	1	8	443	931
屋内タンク貯蔵所	23	5	0	22	2	1	4	1	58
地下タンク貯蔵所	49	19	9	44	13	20	30	16	200
簡易タンク貯蔵所	0	0	0	0	0	1	1	0	2
移動タンク貯蔵所	72	17	1	106	72	8	2	248	526
屋外貯蔵所	12	0	0	31	0	0	3	22	68
給油取扱所	51	28	5	54	38	21	24	30	251
販売取扱所	5	0	0	1	0	1	1	1	9
移送取扱所	0	0	0	14	0	0	0	14	28
一般取扱所	81	20	6	166	7	9	26	112	427
合計	440	124	26	1,043	143	73	174	1,000	3,023

(2) 危険物製造所等の事務処理状況

危険物にかかる許認可等については、行政手続法及び堺市行政手続条例に基づき審査基準、手続基準を制定し、公正で透明な審査を行うよう努めています。（表Ⅶ－13、表Ⅶ－14）

表Ⅶ－13　設置・変更許可数、設置・変更完成検査数

危険物施設区分	設置許可	変更許可	設置完成検査	変更完成検査	合計
製造所	2	62	3	52	119
屋内貯蔵所	9	2	9	4	24
屋外タンク貯蔵所	0	125	2	87	214
屋内タンク貯蔵所	1	1	2	3	7
地下タンク貯蔵所	5	11	4	11	31
簡易タンク貯蔵所	1	0	1	0	2
移動タンク貯蔵所	34	36	30	64	164
屋外貯蔵所	1	0	1	0	2
給油取扱所	3	27	3	27	60
販売取扱所	0	0	0	0	0
移送取扱所	0	30	0	25	55
一般取扱所	0	59	3	56	118
合計	56	353	58	329	796

表Ⅶ－14　危険物製造所等各種届出受理状況

申請届出種別	件数
タンク検査済証等再交付申請	9
完成検査済証再交付申請	0
危険物製造所等廃止届	63
危険物取扱者届	106
危険物保安監督者選任解任届	176
危険物保安統括管理者選任解任届	4
氏名、名称、住所等変更届	185
譲渡引渡届	31
品名、数量又は指定数量の倍数変更届	212
変更工事の確認届	972
合計	1,758

地下タンク配筋検査風景

タンク内部の溶接部検査風景

検査対象物風景

２　危険物安全月間

危険物による災害の未然防止及び事業所の自主保安体制の確立を図ることを目的として６月を「危険物安全月間」と定め、危険物安全月間中には、消防機関と事業所との協力体制の充実を図るための合同消防訓練や防災研修会等の行事を実施するとともに、その他啓発活動のためのポスター、吊幕、看板等の広報資材を有効活用し防災意識の高揚に努めました。

危険物施設に対しては、特別査察や危険物積載車両等に対する一斉取締りを実施し、危険物施設の安全確保及び安全意識の高揚を積極的に推進しました。

また、危険物関係者が一同に集い、危険物安全大会を開催し、優良危険物関係事業所等の表彰や防災講演を実施しました。

石油コンビナート等災害防止法に基づく堺泉北臨海地区特別防災区域は、面積が18.01㎢であり、このうち管轄地域は17.27㎢を占めます。

当該区域の中には石油コンビナート等災害防止法に基づく第１種事業所が17社、第２種事業所が12社あります。これらの事業所は特定事業所と呼ばれ、自衛防災組織の設置、防災規程の制定のほか、第１種事業所のうち９社については、レイアウト規制対象事業所として、各施設の配置も基準化され、災害の未然防止と拡大防止が図られています。

また、防災体制については、大阪府石油コンビナート等防災計画によって各事業所及び関係行政機関等の責務が明確化され、災害の予防対策及び応急活動等必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、特別防災区域に係る災害から市民の安全を守ることを最優先とした保安の確保が図られています。

１　レイアウト規制

第１種事業所で、高圧ガスと石油類を貯蔵または取扱う事業所は、レイアウト規制を受け、敷地内を用途により製造施設地区、貯蔵施設地区等に区分し、それぞれの施設地区間には特定通路を配置しなければならない等ハード面でより厳しく規制されています。

２　特定防災施設等

災害を最小限にとどめるため、一部の特定事業所には特定防災施設として、流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備の設置が義務づけられており、設置及び変更したときは、届け出て検査を受けなければなりません。（表Ⅶ－15）

表Ⅶ－15　特定防災施設等の設置状況

特定防災施設等の別	設置事業所数	平成25年中の検査状況
流出油等防止堤	6	0
消火用屋外給水施設	24	8
非常通報設備	29	0

3　自衛防災組織及び共同防災組織等

(1)　自衛防災組織

自衛防災組織には、特定事業所における災害の発生時又は発生防止のために必要な業務を行えるよう、化学消防自動車及び泡消火薬剤等の防災資機材等を備え付けています。

防災資機材等については、防災活動を迅速かつ的確に行えるよう適正な場所への配備を指導しています。(表Ⅶ－16)

表Ⅶ－16　特定事業所における防災資機材等設置状況

防災資機材等の区分	現有			
	合計	自衛防災組織	共同防災組織	広域共同防災組織
大型化学消防車（台）	6	4	2	0
大型高所放水車（台）	5	3	2	0
泡原液搬送車（台）	5	3	2	0
甲種普通化学消防車（台）	8	7	1	0
普通消防車（台）	2	2	0	0
小型消防車（台）	1	1	0	0
普通高所放水車（台）	0	0	0	0
乙種普通化学消防車（台）	0	0	0	0
大型化学高所放水車（台）	1	1	0	0
可搬式大型泡放水砲（基）	8	6	2	0
可搬式普通泡放水砲（基）	3	3	0	0
可搬式放水銃（基）	164	163	1	0
耐熱服（着）	155	134	16	5
空気呼吸器（個）	212	192	15	5
泡消火薬剤（kl）	350.13	248.21	29.92	72.00
オイルフェンス（km）	20.55	14.95	5.60	0
オイルフェンス展張船（隻）	2	0	2	0
油回収船（隻）	1	0	1	0
大容量泡放水砲等	2	0	0	2

(2) 共同防災組織

共同防災組織は、数社の事業所が共同して自衛防災組織の業務の一部を行うために防災組織を編成しているもので、陸上、海上それぞれの共同防災組織が設置されています。(表Ⅶ－17)

表Ⅶ－17　共同防災組織設置状況

	名　　称	設置年月日	構成事業所名
陸上	コスモ石油グループ 共同防災組織	昭和54年 7月1日	コスモ石油㈱堺製油所 関西電力㈱堺港発電所 丸紅エネックス㈱堺ターミナル ＫＨネオケム㈱堺物流センター ㈱辰巳商會堺ケミカルターミナル 日本酢ビ・ポバール㈱ 内外輸送㈱大阪支店 堺ＬＮＧ㈱堺ＬＮＧセンター ㈱ハイドロエッジ 新日本理化㈱堺工場
	泉北地区 ＯＧ・ＣＡＰ 共同防災組織	昭和58年 1月4日	大阪ガス㈱泉北製造所第２工場 ㈱コールド・エアー・プロダクツ
海上	堺・泉北地区 海上共同防災組織	昭和54年 7月1日	関西電力㈱堺港発電所 コスモ石油㈱堺製油所 宇部興産㈱堺工場 ㈱辰巳商會堺ケミカルターミナル 丸紅エネックス㈱堺ターミナル 東燃ゼネラル石油㈱堺工場 大阪ガス㈱泉北製造所 三井化学㈱大阪工場 大阪国際石油精製㈱大阪製油所 高石ケミカル㈱ 堺ＬＮＧ㈱堺ＬＮＧセンター

Ⅶ 予防編

(3) 広域共同防災組織

広域共同防災組織は、浮き屋根式屋外貯蔵タンクの全面火災に対応する防災資機材である大容量泡放水砲を広域的に配備することを目的として設置されており、堺泉北臨海地区、岬地区、和歌山北部臨海中部地区、和歌山北部臨海南部地区及び御坊地区の特別防災区域における一部の事業所で編成されています。(表Ⅶ－18)

表Ⅶ－18　広域共同防災組織設置状況

名　　　称	設置年月日	構成事業所名
大阪・和歌山 広域共同防災組織	平成20年 12月１日	コスモ石油㈱堺製油所 丸紅エネックス㈱堺ターミナル 東燃ゼネラル石油㈱堺工場 三井化学㈱大阪工場 大阪国際石油精製㈱大阪製油所 関西電力㈱多奈川第二発電所 関西電力㈱海南発電所 関西電力㈱御坊発電所 東燃ゼネラル石油㈱和歌山工場 和歌山石油精製㈱大崎貯油基地

(4) 防災規程

特定事業者は、自衛防災組織が行うべき業務に関する事項について、防災規程を制定又は変更したときは届け出なければならないこととされています。(表Ⅶ－19)

表Ⅶ－19　防災規程の届出状況

	規制対象事業所	平成25年中の届出状況
合　　　計	29	11
第１種事業所	17	7
第２種事業所	12	4

Ⅶ 予防編

「火薬類取締法」、「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下「保安３法」という。）に係る事務は、平成24年10月１日から大阪府より権限が移譲された事務です。消防法及び石油コンビナート等災害防止法と併せて保安３法に係る事務に関しても適切な指導を行うことで、これまで以上に暮らしの安全・安心の向上に努めています。

1　火薬類取締法の規制

火薬類取締法は、火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することによって、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(1) 火薬類取締法関係事業所

火薬類取締法関係事業所の総数は22事業所です。（表Ⅶ－20）

表Ⅶ－20　火薬類取締法関係事業所数

事業所区分	事業所数
販売業者	12
火薬庫	2
庫外貯蔵指示場所	8
合計	22

(2) 火薬類取締法の申請・届出状況

平成25年４月から平成26年３月末日までの１年間の火薬類取締法に係る申請・届出件数の総数は45件です。（表Ⅶ－21）

表Ⅶ－21　火薬類取締法関係申請・届出状況

申請・届出種別		件数
販売業者関係	火薬類販売営業許可申請	2
	火薬類販売集計報告	1
	保安教育計画認可申請	2
	許可申請書等記載事項変更報告	2
火薬庫関係	火薬庫設置等許可申請	1
	火薬庫の所有又は占有をしないことの許可申請	1
	火薬類取扱保安責任者等選任（解任）届	5
	定期自主検査計画届・定期自主検査終了報告	5
	火薬類出納集計報告	2
	許可申請書等記載事項変更報告	1
庫外貯蔵関係	火薬庫外貯蔵場所指示申請	1
	氏名等変更届	7
譲渡譲受関係 消費関係	火薬類譲渡許可申請	2
	火薬類譲受許可申請	4
	火薬類譲受・消費許可申請	2
	火薬類消費許可申請	5
完成検査・ 保安検査関係	完成検査申請	1
	保安検査申請	1
合計		45

2　高圧ガス保安法の規制

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱いを規制することによって、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。

(1) 高圧ガス保安法関係事業所

高圧ガス保安法関係事業所の総数は1,152事業所です。（表Ⅶ－22）

表Ⅶ－22　高圧ガス保安法関係事業所数

事業所区分	事業所数
第一種製造者（冷凍則以外）	100
第一種製造者（冷凍則）	34
第二種製造者（冷凍則以外）	179
第二種製造者（冷凍則）	321
第一種貯蔵所	26
第二種貯蔵所	92
特定高圧ガス消費者	37
販売業者	340
容器検査所	23
合計	1,152

(2) 高圧ガス保安法の申請・届出状況

平成25年４月から平成26年３月末日までの１年間の高圧ガス保安法に係る申請・届出件数の総数は1,092件です。（表Ⅶ－23）

表Ⅶ－23　高圧ガス保安法関係申請・届出状況

<table>
<tr><th colspan="2">申請・届出種別</th><th>件数</th></tr>
<tr><td rowspan="9">第一種製造者関係</td><td>高圧ガス製造許可申請</td><td>2</td></tr>
<tr><td>高圧ガス製造施設等変更許可申請</td><td>142</td></tr>
<tr><td>高圧ガス製造施設軽微変更届</td><td>188</td></tr>
<tr><td>高圧ガス製造施設等承継届</td><td>1</td></tr>
<tr><td>高圧ガス製造開始届</td><td>4</td></tr>
<tr><td>高圧ガス製造廃止届</td><td>13</td></tr>
<tr><td>危害予防規程（制定・変更）届</td><td>49</td></tr>
<tr><td>保安統括者、代理者、保安係員等の選解任届</td><td>85</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>30</td></tr>
</table>

申請・届出種別		件数
第二種製造者関係	高圧ガス製造事業届	25
	高圧ガス製造施設等変更届	4
	高圧ガス製造廃止届	77
	その他	15
第一種貯蔵所関係	第一種貯蔵所設置許可申請	2
	第一種貯蔵所等変更許可申請	2
	第一種貯蔵所軽微変更届	1
	貯蔵所廃止届	3
	その他	2
第二種貯蔵所関係	第二種貯蔵所設置届	5
	第二種貯蔵所等変更届	2
	貯蔵所廃止届	3
	その他	7
販売業者関係	高圧ガス販売事業届	14
	高圧ガス販売事業承継届	1
	高圧ガス販売事業廃止届	10
	販売主任者選解任届	11
	その他	15
特定高圧ガス消費者関係	特定高圧ガス消費届	1
	特定高圧ガス消費施設等変更届	5
	特定高圧ガス消費施設等承継届	1
	特定高圧ガス取扱主任者選解任届	10
容器関係	容器検査所登録更新申請	1
	容器検査所廃止届	1
	特別充填許可申請	2
	検査主任者選解任届	1
	その他	2
完成・保安検査関係	完成検査申請	65
	保安検査申請	29
	指定完成検査機関完成検査受験届（結果報告）	21
	指定保安検査機関保安検査受験届（結果報告）	154
	認定完成検査実施者完成検査記録届	66
	認定保安検査実施者保安検査記録届	8
	高圧ガス製造施設休止届	4
その他	事故届	8
合計		1,092

3　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の規制

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液化石油ガス法」という。）は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にすることによって公共の福祉を増進することを目的としています。

(1)　液化石油ガス法関係事業所

液化石油ガス法関係事業所の総数は213事業所です。（表Ⅶ－24）

表Ⅶ－24　液化石油ガス法関係事業所数

事業所区分	事業所数
液化石油ガス販売事業者	53
保安機関	57
充塡事業者	4
特定液化石油ガス設備工事事業者	99
合計	213

(2)　液化石油ガス法の申請・届出状況

平成25年４月から平成26年３月末日までの1年間の液化石油ガス法に係る申請・届出件数の総数は191件です。（表Ⅶ－25）

表Ⅶ－25　液化石油ガス法関係申請・届出状況

申請・届出種別		件数
販売事業者関係	液化石油ガス販売所等変更届	1
	液化石油ガス販売事業廃止届	1
	業務主任者等選解任届	1
	液化石油ガス販売事業報告	40
	認定液化石油ガス販売事業者状況報告	1
保安機関関係	保安機関認定申請	1
	保安機関認定更新申請	40
	一般消費者の数の減少届	12
	保安業務規程認可申請	1
	保安業務規程変更認可申請	14
	保安業務廃止届	1
	保安業務実施状況報告	40
充塡事業者関係	充塡設備許可申請	1
	充塡設備変更届	2
設備工事関係	液化石油ガス設備工事届	7
	特定液化石油ガス設備工事事業開始届	1
	特定液化石油ガス設備工事事業変更届	4
	特定液化石油ガス設備工事事業廃止届	1
完成・保安検査関係	充塡設備完成検査申請	1
	充塡設備保安検査申請	5
	充塡設備保安検査受検届（結果報告）	16
合計		191

HOT BOX

No. 6 ガソリン使用時の火災に十分ご注意ください

【ガソリンの特性】

○引火点は－４０℃と低く、極めて引火しやすい。

○常温でも蒸気を発生し、その蒸気と空気を混合したものに点火すると、急激な燃焼が起こり、時には爆発することもあります。

○蒸気は空気より重いので、低いところを伝わりながら、場合によっては数メートルの範囲に広がり、思わぬところで火災を引き起こす危険性があります。

【ガソリン使用時の注意点】

○取り扱う周辺で火気や火花を発する器具等を使用しないで下さい。

○容器は密栓するとともに、火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所に保管して下さい。

○容器を開放する際は必ずガス抜き（圧力調整ネジの操作など）を行って下さい。

○発電機等エンジンをかけたままの注油や、タバコを吸いながらの取扱いは、絶対に行わないで下さい。

万一に備えて
消火器を準備しましょう

【ガソリンを入れる容器について】

灯油用ポリ缶

ガソリン携行缶

○灯油用ポリ缶には、ガソリンを入れないで下さい。

○容器の使用時には取扱説明書をよく読み適正な取扱いをして下さい。